

(その1)

【 令和 5 年 分 】

収 支 報 告 書

1	政治団体の名称	政治団体の区分
	政治団体の名称	政治団体の区分

2	主たる事務所の所在地	活動区域の区分
	主たる事務所の所在地	活動区域の区分

3	代表者の氏名	資金管理団体の指定の有無
	代表者の氏名	資金管理団体の指定の有無

4	会計責任者の氏名	国会議員関係政治団体の区分
	会計責任者の氏名	国会議員関係政治団体の区分

収支報告書作成 担当者の氏名	収支報告書作成 担当者の氏名
電話連絡先	電話連絡先

※選管受付印



他222

※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ■を入れる)

政治団体の区分
政治団体の区分

活動区域の区分
活動区域の区分

(※昨年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無
資金管理団体の指定の有無

資金管理団体の指定の期間
(※年度途中で指定又は取り消した場合のみ記入)

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(※昨年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分
国会議員関係政治団体の区分

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
(※年度途中で指定又は取り消した場合のみ記入)

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1 収 支 の 総 括 表

収 入 総 額	A=B+C	十億	百万	千	円
					1 0 5 7 8 9
(前年からの繰越額) B					1 0 5 7 8 9
(本年の収入額) C					0
支 出 総 額	D				0
翌年への繰越額	E=A-D				1 0 5 7 8 9

← 昨年の「翌年への繰越」と一致

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
				0
員 数 (党費又は会費を納入した実人数)				0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円	(※その7①に内訳を記載)
(うち特定寄附)		(※資金管理団体のみ)
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		(※その他②に内訳を記載)
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		(※その他③に内訳を記載)
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(※その他8に内訳を記載)
イ 政 党 匿 名 寄 附		(※その他9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)		

取元(又
部)以外は
法人その他
の団体から
寄附を受け
ることはで
きません。

政治団体の
本部・支部
からの交付
金は(その
5)に計上
すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に■を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 貯金（普通貯金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える資金	☐	☒	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載する

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別紙のとおり)

(※添付したもの■をつける)

☐
☐

1 領収書等の写し

2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成した者であって、真実に相違ありません。

	令和 6 年 1 月 17 日
政治団体の名称	児玉悦朗後援会
会計責任者の氏名	小田切良一
※代表者の氏名	

会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行なうこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

※ 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては該当代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。